

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年2月20日に実施した都市部駐車場対策課及び財団法人相模原市都市整備公社の公の施設の管理に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年4月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

## 1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

### (1) 通知があった日

平成18年4月24日

### (2) 市長が講じた措置の内容（全文）

財団法人相模原市都市整備公社（以下「公社」という。）との業務委託契約において、本来、市が区分所有者として橋本駅北口地区再開発団地管理組合及び商業・駐車場棟管理組合へ直接納付すべき管理費等を公社に委託し支払っていたことにつきましては、平成18年度から橋本駅北口第1自動車駐車場管理運営業務委託料に見積もられている管理費等を、駐車場対策課執行分の負担金、補助及び交付金へ流用し、市が直接両管理組合へ支払うこととするように改めました。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な契約事務及び財務事務の執行に努めてまいります。

## (参考)

### 公の施設の管理受託団体監査の結果

#### 1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成18年2月20日

#### 2 監査の結果

都市部駐車場対策課については、財団法人相模原市都市整備公社（以下「公社」という。）との業務委託契約において、本来、市が区分所有者として橋本駅北口地区再開発団地管理組合及び商業・駐車場棟管理組合へ直接納付すべき橋本駅北口再開発団地管理規約第23条に規定する団地管理費及び商業・駐車場棟管理規約第27条に規定する管理費等の納付を公社に委託し支払っていた。

このことは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条に定める「私人の公金取扱いの制限」及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3の「支出事務の委託」の規定に反し、極めて不適切な契約事務及び財務事務の執行である。

速やかに、業務委託契約及び支出手続きの見直しを図るとともに、今後は、同様の誤りを防止するため、関係法令等の確認を十分に行い、適正な契約事務及び財務事務の執行に努められたい。